

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年5月29日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村インデックスファンド・新興国債券 (ファンドの愛称を「Funds-i 新興国債券」とします。)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年11月26日から平成24年11月22日まで) 2兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年12月22日および平成24年3月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成23年10月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成23年10月末現在)

（以下略）

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年4月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成24年4月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

- [1] J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets(GBI-EM)Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数です（ただし、国別の組入比率には上限が設定されています）。

指数の著作権等について

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・インク（以下、「JPMS」）又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMS、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index_research@jpmorgan.com宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.comもご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

（以下略）

<訂正後>

(1)投資方針

- [1] JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets(GBI-EM)Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数です（ただし、国別の組入比率には上限が設定されています）。

指数の著作権等について

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行っている可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSLは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index_research@jpmorgan.com宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.comもご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

（以下略）

<訂正前>

(3) 運用体制

（前略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成23年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

（前略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成24年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

基準価額の変動要因

（前略）

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資対象とする新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

（中略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

リスク管理体制図

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成23年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

基準価額の変動要因

（前略）

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

（中略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

リスク管理体制図

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益

として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

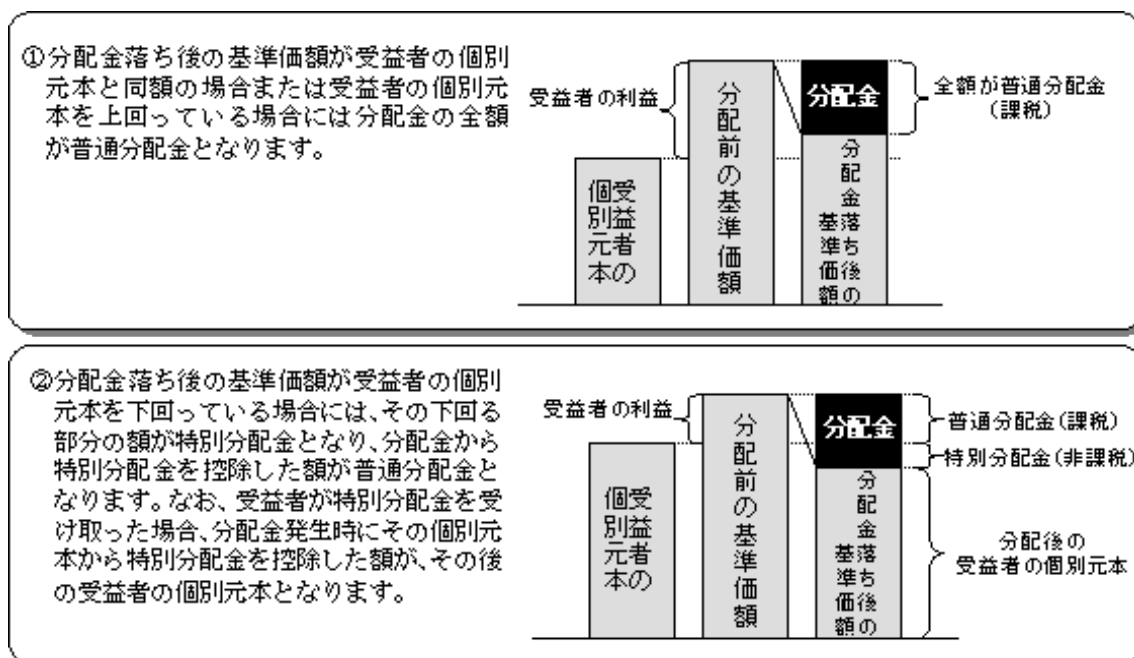
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05% (税抜1.0%) 以内 ¹	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	0.3% ²	

1 基準価額に、1.05% (税抜1.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
----	----	----	----

分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) ² に対して 10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) ² に対して 10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

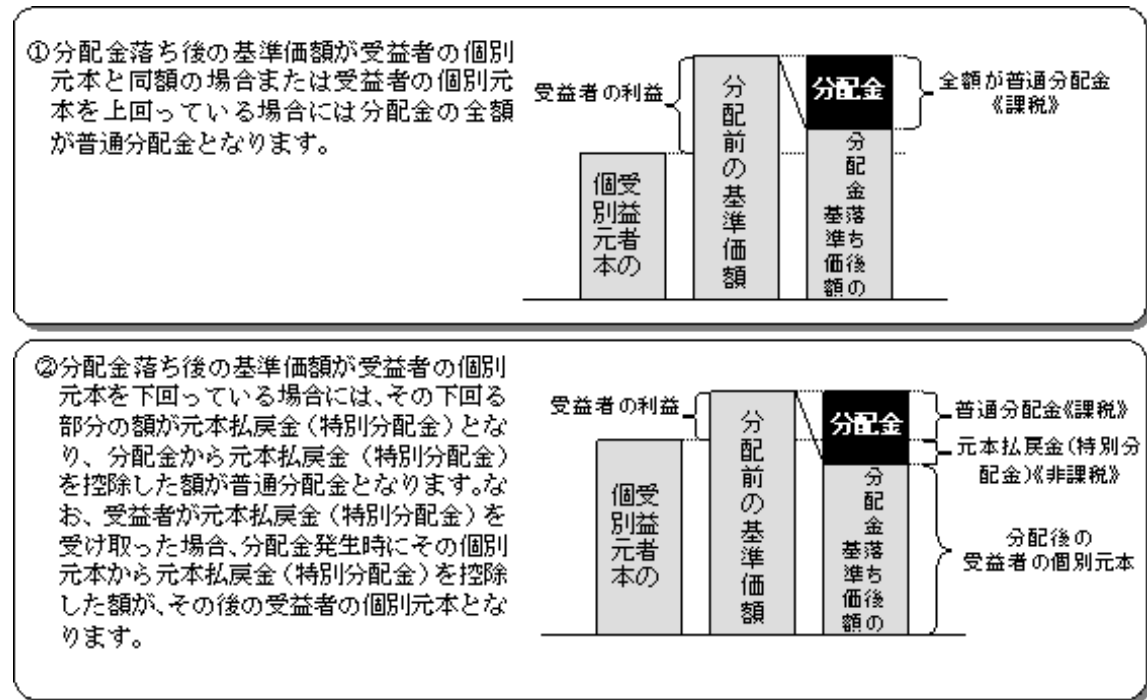
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05%（税抜1.0%）以内 ¹	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.3% ²	

¹ 基準価額に、1.05%（税抜1.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

² 基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。

² 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年3月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	114,645,339	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,571	0.00
合計(純資産総額)		114,655,910	100.00

<ご参考>

「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	トルコ	159,534,488	9.46
	ハンガリー	91,005,157	5.39
	ポーランド	162,613,771	9.64
	マレーシア	160,834,320	9.53
	タイ	123,467,669	7.32
	フィリピン	10,007,445	0.59
	インドネシア	166,530,084	9.87
	メキシコ	166,317,609	9.86
	ブラジル	165,626,542	9.82
	コロンビア	66,541,574	3.94
	ペルー	32,130,189	1.90
	南アフリカ	160,969,956	9.54
	小計		1,465,578,804
特殊債券	ロシア	151,698,184	8.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		68,990,169	4.09
合計(純資産総額)		1,686,267,157	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	108,864,628	0.9991	108,773,754	1.0531	114,645,339	99.99

<ご参考>

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ロシア	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	23,000,000	278.90	64,148,840	276.62	63,623,980	6.5	2015/12/15	3.77
2	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	110,000	4,592.98	50,523,419	4,644.56	51,090,263	10	2014/1/1	3.02
3	ロシア	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	17,000,000	295.89	50,301,596	289.51	49,216,924	7.5	2017/3/2	2.91
4	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	1,000,000	3,992.20	39,922,069	3,993.74	39,937,411		2013/7/1	2.36
5	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	2,930,000,000	1.35	39,717,711	1.25	36,777,689	10.5	2030/8/15	2.18
6	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000	4,932.70	34,528,900	4,911.95	34,383,685	10.5	2020/1/15	2.03
7	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	550,000,000	5.87	32,298,453	5.77	31,788,504	12	2015/10/22	1.88
8	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	650,000	4,849.72	31,523,180	4,792.09	31,148,617	11	2014/8/6	1.84
9	ロシア	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	11,000,000	282.35	31,058,720	278.40	30,624,440	6.75	2017/5/12	1.81
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,400,000	1,273.52	30,564,694	1,248.40	29,961,774	10.5	2026/12/21	1.77
11	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,050,000	2,867.51	30,108,955	2,817.60	29,584,876	4.378	2019/11/29	1.75
12	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	650,000	4,524.71	29,410,647	4,538.54	29,500,542	8	2013/10/9	1.74
13	トルコ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	600,000	4,529.32	27,175,950	4,517.80	27,106,800	8	2014/6/4	1.60
14	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	60,000	4,467.15	26,803,850	4,508.84	27,053,099	10	2017/1/1	1.60
15	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	700,000	3,409.44	23,866,130	3,406.03	23,842,265		2015/1/1	1.41
16	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000	1,039.19	21,823,024	1,027.70	21,581,786	7.25	2020/1/15	1.27
17	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	390,000,000	5.58	21,800,732	5.52	21,557,279	7.75	2021/4/14	1.27
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,900,000	1,120.10	21,282,011	1,108.88	21,068,881	8.25	2017/9/15	1.24
19	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,900,000	726.57	21,070,699	725.68	21,044,743	8	2020/6/11	1.24
20	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,600,000	1,297.68	20,762,922	1,283.87	20,542,000	13.5	2015/9/15	1.21
21	メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS	3,000,000	679.09	20,372,902	677.41	20,322,593	8	2013/12/19	1.20
22	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	730,000	2,736.53	19,976,741	2,718.57	19,845,623	3.741	2015/2/27	1.17
23	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	720,000	2,689.08	19,361,396	2,690.79	19,373,719	5.5	2015/4/25	1.14
24	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000	292.32	19,293,376	286.30	18,896,277	5.125	2018/3/13	1.12
25	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,900,000	995.72	18,918,848	984.86	18,712,416	6.75	2021/3/31	1.10
26	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	670,000	2,804.55	18,790,541	2,786.40	18,668,925	5.094	2014/4/30	1.10
27	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000	277.59	18,599,074	275.91	18,486,600	5.25	2014/5/12	1.09
28	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000	1,097.46	18,656,893	1,084.95	18,444,175	8	2018/12/21	1.09
29	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	670,000	2,654.85	17,787,521	2,648.79	17,746,946	5.5	2019/10/25	1.05
30	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000	1.12	17,942,702	1.10	17,718,355	10	2017/7/15	1.05

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

<ご参考>

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		86.91
特殊債券		8.99
合計		95.90

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成24年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年9月6日)	82	82	0.9856	0.9856
2011年3月末日	31		1.0248	
4月末日	50		1.0621	
5月末日	65		1.0353	
6月末日	72		1.0351	
7月末日	78		1.0121	
8月末日	82		0.9964	
9月末日	78		0.9023	
10月末日	86		0.9560	
11月末日	77		0.9125	
12月末日	81		0.9101	
2012年1月末日	90		0.9589	
2月末日	99		1.0464	
3月末日	114		1.0412	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	1.4 %
第2期(中間期)	6.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

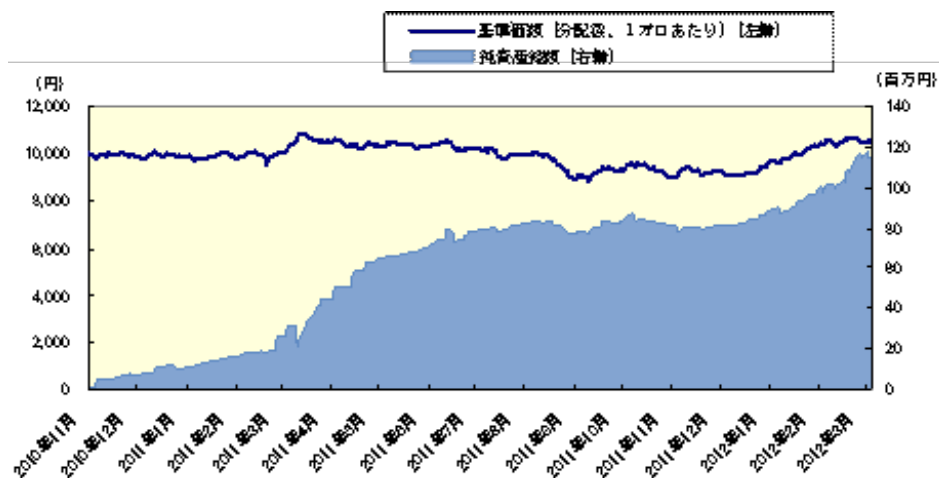
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	111,622,528	28,103,536	83,518,992
第2期(中間期)	41,274,789	27,323,242	97,470,539

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年3月30日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



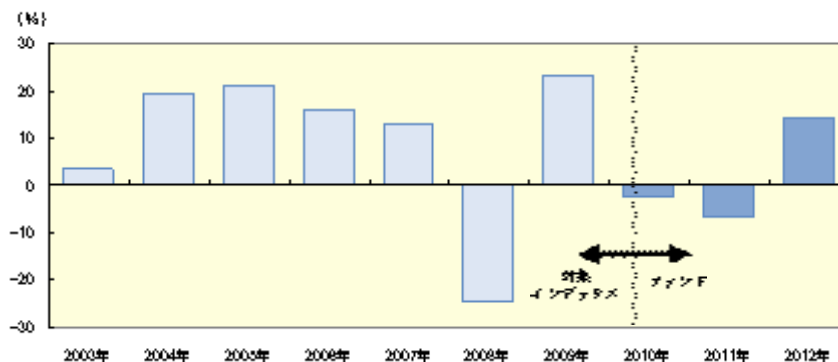
[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2011年9月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)				実質的な国/地域別投資比率(上位)		
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	EUROPEAN INVESTMENT BANK	特殊債券	3.8	1	インドネシア	9.9
2	NOT A DO TESOURO NACIONAL	国債証券	3.0	2	メキシコ	9.9
3	INTL BK RECON & DEVELOP	特殊債券	2.9	3	ブラジル	9.8
4	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	2.4	4	ポーランド	9.6
5	INDONESIA GOVERNMENT	国債証券	2.2	5	南アフリカ	9.5
6	TURKEY GOVERNMENT BOND	国債証券	2.0			
7	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	1.9			
8	TURKEY GOVERNMENT BOND	国債証券	1.8			
9	EUROPEAN BK RECON & DEV	特殊債券	1.8			
10	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	1.8			

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2003年は2月から年末までの対象インデックスの収益率。
- ・ 2004年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
- ・ 2010年は設定日（2010年11月26日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、運用実績ではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】**1 財務諸表**

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

< 中間財務諸表 >**野村インデックスファンド・新興国債券**

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(平成23年9月7日から平成24年3月6日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

野村インデックスファンド・新興国債券

(1)中間貸借対照表

期別	第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	860,611
親投資信託受益証券	101,929,050
未収利息	2
流動資産合計	102,789,663
資産合計	102,789,663
負債の部	
流動負債	
未払解約金	584,207
未払受託者報酬	17,629
未払委託者報酬	246,857
その他未払費用	812
流動負債合計	849,505
負債合計	849,505
純資産の部	
元本等	
元本	97,470,539
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,469,619
(分配準備積立金)	1,758,533
元本等合計	101,940,158
純資産合計	101,940,158
負債純資産合計	102,789,663

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	163
有価証券売買等損益	6,222,174
営業収益合計	6,222,337
営業費用	
受託者報酬	17,629
委託者報酬	246,857
その他費用	812
営業費用合計	265,298
営業利益	5,957,039
経常利益	5,957,039
中間純利益	5,957,039
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	642,053
期首剰余金又は期首欠損金()	1,204,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	718,936
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	718,936
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,643,872
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	1,643,872
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,469,619

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成23年9月7日から平成24年 9 月6日までとなっております。なお、当該中間計算期間は、平成23年9月7日から平成24年3月6日までとなっております。

(追加情報)

第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	97,470,539 口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.0459 円
(10,000口当たり純資産額)	(10,459 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日	
期首元本額	83,518,992 円
期中追加設定元本額	41,274,789 円
期中一部解約元本額	27,323,242 円

2 デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間末(平成24年3月6日現在)

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成24年3月6日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		34,379,945
コール・ローン		2,326,965
国債証券		1,469,267,390
特殊債券		145,436,573
派生商品評価勘定		125,413
未収入金		10,624,158
未収利息		27,707,428
前払費用		2,086,714
流動資産合計		1,691,954,586
資産合計		
		1,691,954,586
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		27,695
未払金		10,153,125
未払解約金		145,815
その他未払費用		142,700
流動負債合計		10,469,335
負債合計		
		10,469,335
純資産の部		
元本等		
元本		1,589,787,431
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		91,697,820
元本等合計		1,681,485,251
純資産合計		
		1,681,485,251
負債純資産合計		
		1,691,954,586

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年3月6日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0577 円 10,577 円)

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月6日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
国債証券及び特殊債券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
 - 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価してありま
す。
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が
発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によ
っております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後
二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い
発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場
の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
しております。

(その他の注記)

平成24年3月6日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年9月7日
期首元本額	1,584,496,967 円
期首より平成24年3月6日までの期中追加設定元本額	51,731,145 円
期首より平成24年3月6日までの期中一部解約元本額	46,440,681 円
期末元本額	1,589,787,431 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	62,865,707 円
野村資産設計ファンド2020	25,558,541 円
野村資産設計ファンド2025	23,874,264 円
野村資産設計ファンド2030	19,058,138 円
野村資産設計ファンド2035	12,475,161 円
野村資産設計ファンド2040	39,843,675 円
野村資産設計ファンド2045	803,086 円
野村インデックスファンド・新興国債券	96,368,583 円
新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンドS(適格機関投資家専用)	1,307,849,649 円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	1,090,627 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更
新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成24年3月30日現在

資産総額	117,375,752	円
負債総額	2,719,842	円
純資産総額(-)	114,655,910	円
発行済口数	110,119,635	口
1口当たり純資産額(/)	1.0412	円

<ご参考>

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

資産総額	1,697,197,068	円
負債総額	10,929,911	円
純資産総額(-)	1,686,267,157	円
発行済口数	1,601,189,309	口
1口当たり純資産額(/)	1.0531	円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】**

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成23年10月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成24年4月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年3月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	765	10,246,303
単位型株式投資信託	38	239,129
追加型公社債投資信託	18	4,783,408
単位型公社債投資信託	0	0
合計	821	15,268,839

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
いちよし証券株式会社 ¹	14,577百万円 ^{**}	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行 ²	14,100百万円 ^{**}	
株式会社北國銀行	26,673百万円	

* 平成23年9月末現在

** 平成23年12月22日現在

*** 平成24年3月14日現在

¹ いちよし証券株式会社は、平成24年1月10日より募集・販売等の事務を開始します。² 株式会社秋田銀行は、平成24年4月2日より募集・販売等の事務を開始します。

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年3月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	

*平成24年3月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月23日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・新興国債券の平成23年9月7日から平成24年3月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村インデックスファンド・新興国債券の平成24年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年9月7日から平成24年3月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。